

第 3 号議案

亀岡市営火葬場条例及び亀岡市印鑑条例 の一部を改正する条例の制定について

亀岡市営火葬場条例（昭和 39 年亀岡市条例第 16 号）及び亀岡市印鑑条例（平成 6 年亀岡市条例第 20 号）の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 24 年 5 月 29 日提出

亀 岡 市 長 栗 山 正 隆

亀岡市営火葬場条例及び亀岡市印鑑条例 の一部を改正する条例

（亀岡市営火葬場条例の一部改正）

第 1 条 亀岡市営火葬場条例（昭和 39 年亀岡市条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条の表中「満 12 歳以上」を「12 歳以上」に、「満 12 歳未満」を「12 歳未満」に、「満 1 歳未満」を「1 歳未満」に改め、同条の表備考 1 中「記録又は外国人登録原票に登録をしている場合」を「記録されている場合」に改める。

第 7 条第 1 号中「うけている者」を「受けている者」に改める。

（亀岡市印鑑条例の一部改正）

第 2 条 亀岡市印鑑条例（平成 6 年亀岡市条例第 20 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 4 号中「すべて」を「全て」に改める。

第 3 条第 1 項中「次に掲げる者」を「住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号。以下「法」という。）に基づき本市の住民

基本台帳に記録されている者」に改め、同項各号を削り、同条第2項中「満15歳未満」を「15歳未満」に改める。

第6条第1号を次のように改める。

- (1) 住民基本台帳に記録されている氏名、氏若しくは名又は氏名の一部を組み合わせたもので表していないもの（外国人住民（法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。）にあっては、住民基本台帳に記録されている通称（以下「通称」という。）、通称の一部若しくは通称の一部を組み合わせたもの又は住民票の備考欄に記載されている氏名の片仮名による表記（以下「片仮名表記」という。）、片仮名表記の一部若しくは片仮名表記の一部を組み合わせたもので表しているものを除く。）

第6条中「うち」を削り、同条第2号中「氏名」の次に「（外国人住民にあっては、通称又は片仮名表記を含む。）」を加える。

第7条第2項第3号中「氏名」の次に「（外国人住民にあっては、通称又は片仮名表記を含む。）」を加える。

第9条中「及び外国人登録原票」を削る。

第11条第1項中「き損」を「毀損」に改める。

第15条第1項第2号及び第3号を次のように改める。

- (2) 登録者が死亡、転出等（外国人住民にあっては、法第30条の45の表の上欄に掲げる者に該当しないこととなった場合（日本の国籍を取得した場合を除く。）を含む。）により住民票を抹消したとき。

- (3) 氏又は名（外国人住民にあっては、通称又は片仮名表記を含む。）の変更により、登録を受けている印鑑が第6条第1号に該当することとなったとき。

第15条第2項中「もの」を「者」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成24年7月9日から施行する。

(旧条例の規定に基づく印鑑の登録及び登録の申請の取扱い)

2 この条例の施行の際現に第2条の規定による改正前の亀岡市印鑑条例第3条第1項第2号の規定に基づき印鑑の登録を受けてい

る者又はその登録の申請をしている者であって、この条例の施行の日において住民基本台帳法の一部を改正する法律(平成21年法律第77号)附則第4条第1項の規定に基づき住民票が作成されるものは、第2条の規定による改正後の亀岡市印鑑条例第3条第1項の規定に基づき印鑑の登録を受けている者又は登録の申請をしている者とみなす。

亀岡市営火葬場条例及び亀岡市印鑑条例
の一部を改正する条例案要綱

- 1 住民基本台帳法の一部改正及び外国人登録法の廃止に伴い、関係する2条例について住民基本台帳に記録される外国人住民に関する規定整備を図ること。
- 2 この条例は、平成24年7月9日から施行すること。